

## 八王子市ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費用助成要綱

令和4年(2022年)4月1日施行

令和5年(2023年)4月1日改正

### (目的)

第1条 この要綱は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(以下、「HPV ワクチン」という。)の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法(昭和23年(1948年)法律第68号)第5条第1項に規定する予防接種(以下、「定期接種」という。)によらず HPV ワクチンを接種したものについて、当該予防接種の費用の助成(以下、「償還払い」という。)を行うことにより、市民の負担軽減を図る。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、「HPV ワクチン」とは、組換え沈降2価 HPV ワクチン又は組換え沈降4価 HPV ワクチンをいう。

### (対象者)

第3条 この要綱により、償還払いを受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- 一 令和4年(2022年)4月1日時点で八王子市に住民登録がある者。
  - 二 平成9年(1997年)4月2日から平成17年(2005年)4月1日までに生まれた女性。
  - 三 HPV ワクチンの定期接種(予防接種法施行令(昭和23年(1948年)政令第197号)第3条第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種(以下、「キャッチアップ接種」という。)を含む)において3回の接種を完了していない者。
  - 四 平成25年(2013年)6月14日から令和4年(2022年)3月31日まで間に、日本国内の医療機関で定期接種によらず HPV ワクチンを接種し、実費を負担した者。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者。

### (償還払いの申請)

第4条 償還払いを受けようとする者は、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費用助成金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、償還払いを受けようとする者が次の各号に掲げる書類等を添付することができない場合には、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費用助成金交付申請用証明書(様式第2号)の提出をもって第1号及び第2号に掲げ

る書類に代えることができる。

- 一 第3条第1項第4号の実費を支払った事実及びその額を証明できる書類の原本
- 二 償還払いを受けようとする者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等の写し
- 三 ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費用助成金請求書（様式第3号）

（申請期限）

第5条 償還払いの申請期限は、令和7年（2025年）3月末日とする。

（償還額の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときはヒトパピローマウイルス感染症予防接種費用助成金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知しなければならない。なお、交付申請額及び交付決定額がともに0円となる場合には、通知しないものとする。

- 2 適正と認めないときはヒトパピローマウイルス感染症予防接種費用助成金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知しなければならない。

（償還額の支給等）

第7条 市長は、第4条の規定により、申請があった者に対し、第3条第1項第4号の実費（最大3回接種分まで）に相当する額（以下、「償還額」という。）を支給するものとする。ただし、第3条第1項第1号の規定に基づく定期接種を受けた場合は、接種を受けた回数分を除いて支給するものとする。なお、申請があった償還額のうち金額の高いものを優先して支給するものとする。

- 2 償還額は接種を行った医療機関に対し支払った接種費用とし、接種費用に含まれないもの（接種に要した交通費、宿泊費、文書料等及び接種に直接関係しない診察料等）は対象としない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、償還払いを受けようとする者が第4条第1項第1号に掲げる書類を提出しない場合の償還額は、17,109円を限度額とする。

（償還金の返還）

第8条 偽りその他不正の手段によって、この要綱による償還払いを受けた場合は、当該償還を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡等の禁止）

第9条 この要綱による償還払いを受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

附則

この要綱は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から施行する。